

「子育て・子育て・子育て」子どもにやさしいまちづくり事業（三芳町）

【目的】
令和6年12月に制定した「三芳町子どもの権利に関する条例」に基づき、子ども自身、保護者、地域住民が一体となって子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちを作る。

【概要】
子どものまちづくり会議の開催、HP等によるプッシュ型・プル型の情報発信、子どもの権利の啓発、居場所づくり等。

R6.12
「日本型CFCI候補自治体」承認

※2年間、庁内横断的な体制の構築やチェックリスト・評価軸の設定等の準備/検証作業を行い、「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」としての承認を目指す自治体。

R6.12
「三芳町子どもの権利に関する条例」制定

